

コンプライアンス管理規程

第1条（定義・目的）

- 1 株式会社トゥワイス・リサーチ・インスティテュート(以下「当社」という)では、法令(行政上の通達・指針等を含む)、社内諸規程、社内諸規則を厳格に遵守するとともに、社会規範に基づいて責任と良識ある行動をとることを、当社のコンプライアンスと規定する。当社の役職員は、コンプライアンスを経営の最優先課題として業務を遂行する。
- 2 この規程は、当社のコンプライアンスに係る基本的な遵守事項及びコンプライアンスの実施の原則を定めたものである。

第2条（適用対象者）

この規程は、当社の全役職員(契約社員、アルバイト社員、出向社員、派遣社員及びその他当社業務従業者を含む)に適用される。

第3条（推進体制）

- 1 代表取締役は、本規程の実施・運営のため「コンプライアンス委員会」を設置し、その責任者を任命する。
- 2 本規程の運営事務局は、取締役会で担うこととする。
- 3 コンプライアンス委員会の運営のためのルールは別途定めることとする。

第4条（遵守事項）

- 1 倫理観の保持・人権の尊重
 - (1) 社会の一員としての自覚を持ち、高い倫理観を保ち、社会人としての良識と責任をもって誠実・公正に行動する。
 - (2) 人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしない。
- 2 法令等の遵守・違法行為及び違反行為の禁止
 - (1) 常に各種法令及び社会規範を認識し、その遵守を徹底する。
 - (2) コンプライアンスに違反する行為は、その予備も含め一切行わない。
 - (3) 他の役職員に対してコンプライアンスに違反する行為を指示または示唆しない。
 - (4) 他の役職員のコンプライアンスに違反する行為を黙認しない。
- 3 反社会的勢力への対応
 - (1) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断する。
 - (2) 反社会的勢力及びその関係者とはいかなる取引もしない。
- 4 利益相反行為及び公私の区別
 - (1) 会社の利益を害する行為をしない。
 - (2) 機密情報・個人情報に関し、不正に使用せず、退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しない。
 - (3) 第三者の著作権、知的財産権、その他権利について侵害しない。
 - (4) 会社の承認を得ないで非公開会社の株式を取得しない。
 - (5) 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わない。

(6) 公私の区別を明確にするとともに、透明性のある仕事をする。

5 腐敗防止

- (1) 公務員やこれに準ずる者に対し、その職務に関し金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。
- (2) 取引先等の役職員との間で、社会常識・社会通念を逸脱する金銭、贈物、接待その他の経済的利益の授受をしない。

6 職場環境

- (1) 役職員が能力を十分発揮できるよう、お互いに相手を尊重すると共に、自由に意見を交え、開かれた明るい職場環境を作る。
- (2) ハラスメントなど公序良俗に反する行為により職場の健全な風紀、秩序を乱さない。

7 報告及び処分

- (1) 役職員は、自らの行動や意思決定がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷うときは、取締役と相談しなければならない。
- (2) 役職員がコンプライアンスに違反する行為またはそのおそれのあることを発見したときは、取締役と報告・相談しなければならない。取締役の全員が当該違反者に該当するときは、顧問弁護士等に相談するものとする。
- (3) 役職員は、コンプライアンス違反の有無に関する事実調査に協力する。調査により、違反行為が判明した場合、違反者及びその監督責任者は、就業規則などに基づく懲戒処分を受けことがある。
- (4) 経営者は、コンプライアンスの違反行為に関する報告を行った役職員や事実調査に協力した役職員が不利な扱いを受けないよう最善の注意を払わなければならない。

第5条（教育研修）

会社は次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催するものとする。

- 1 コンプライアンスへの関心を高めること。
- 2 コンプライアンスについて正しい知識を付与すること。

第6条（懲戒）

コンプライアンス違反を行った者、及びこの規程に定める責務を怠った為にコンプライアンス違反を招いた役職員は、就業規則に従って懲戒処分に付する。

第7条（付則）

この規程の制定及び改廃は、代表取締役の決裁によりこれを行う。

（実施）

本規程は、2023年4月1日より施行する。